

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 規 則

- 北九州市指定難病審査会規則【保健福祉局健康医療部健康推進課】

3

### ◇ 公 告

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】

4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市指定難病審査会規則

難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項に規定する指定難病審査会の名称は、北九州市指定難病審査会とし、同審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市指定難病審査会規則をここに公布する。

平成30年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市指定難病審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第8条第1項に規定する指定難病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の指定難病審査会の名称は、北九州市指定難病審査会（以下「審査会」という。）とする。

(委員の定数)

第3条 審査会の委員の定数は、15人以内とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の全員の合意をもって決する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(会長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公告第159号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月14日

北九州市長 北橋健治

1 指定年月日及び指定番号

平成30年3月14日 第944702号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
都市計画 道路 3 ・4・1 27号 折尾中間 線	北九州広 域都市計 画事業 折尾土地 区画整理 事業	18.0～ 32.0	220.0	北九州市 八幡西区 堀川町1 365番 30	北九州市 八幡西区 堀川町7 13番4